

令和7年度 熊取町

熊取町社宅整備促進補助金のご案内

熊取町では、本町内に従業員（※期間の定めのない労働契約により事業者に雇用された者）の居住を目的とした住居を、新たに取得した法人に対して、その費用の一部を助成します。（※補助対象者毎に会計年度につき1回。）

▶JR熊取駅から快速電車利用で、りんくうタウン駅まで約10分、関西国際空港駅まで約20分。

関空やりんくうタウン周辺への通勤にも非常に便利な立地となっています。

1. 補助金額

入居戸数1戸につき、15万円

※入居戸数は1戸から対象

※補助限度額は1法人につき300万円

2. 補助対象者の要件

補助金の交付対象者の主な要件は次のとおりです。

- ①法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。
- ②熊取町において納付すべき地方税を滞納していないこと。
- ③別途定める欠格事項に該当しないこと。（地方自治法施行令、民事再生法、会社更生法、破産法、破壊活動防止法、暴力団排除条例、入札参加資格停止要綱などに関する事項）

3. 補助対象の社宅の要件

補助金の交付対象となる社宅は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ①補助対象住宅は、補助対象者が補助対象期間内（令和7年1月～12月末）において、新たに所有もしくは賃借したものであること。
- ②補助対象住宅には、補助対象者が住民税の特別徴収義務者となる従業員が、対象期間となる年の翌年1月1日において住民登録し、かつ、居住していること。
（例：令和7年度申請の場合は、令和8年1月1日時点で住民登録されていることが必要）

4. 補助対象経費

▶ 社宅を所有する場合に対象となる経費

施設の維持管理に要する費用（電気・ガス・水道料金、管理に要する費用等）

※資産に要する費用、租税公課は除く

▶ 社宅を賃借する場合に対象となる経費

賃借に要する費用（家賃、共益費等）※保証金は除く

▶ 共通で対象となる経費

入居に要する費用（引越し費用、不動産仲介手数料等）

その他町長が必要と認める経費

5. 補助対象期間

令和7年1月1日～令和7年12月31日

※補助対象経費の算入期間は、令和7年1月1日～令和8年2月28日まで

6. 申請方法

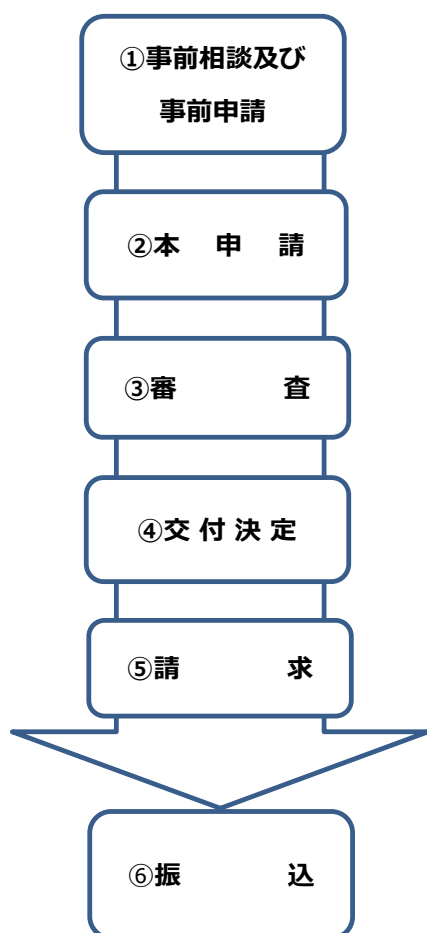
申請書（様式第1号）に必要書類を添えて直接、企画財政経営課（熊取町役場本庁2階）へご提出ください。申請書は、企画財政経営課で配布のほか、町ホームページにも掲載しています。

【申請時の添付書類】

- ①法人の登記事項証明書
- ②要件確認申立書（様式第2号）
- ③補助対象社宅入居者の雇用及び住民登録に関する調書（様式第3号）
- ④社宅を所有する場合、当該事実を確認できる書類（建築工事請負契約書、売買契約書等の写し）
- ⑤社宅等を賃借する場合、賃貸借契約の内容及び社宅等として利用する目的で賃借することが確認できる書類（賃貸借契約書、入居者への引渡し書等の写し）
- ⑥補助対象経費の支出が確認できる書類（領収書等の写し）

※④及び⑤については、社宅の所在地、契約金額、契約日、契約者の氏名・押印がある箇所

7. 手続きの流れ



①事前申請期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日

- ・当制度を希望される場合は、原則として事前申請が必要です。
- ご検討の際は必ず事前相談を行ってください。事前申請なく、本申請をされた場合は、交付を受けられない場合があります。

②本申請期間：令和8年3月2日～同年3月11日

- ・交付申請書と必要書類を企画財政経営課へ直接ご提出ください。
- ・補助対象社宅に入居の者の住民登録の状況を確認します。
- ・申請期間内であっても、交付見込額が予算額に達した時点で、受付を終了することがあります。

③書類審査等により、要件に適合しているか審査を行います。

- ・状況により、追加資料の提出を求める場合や実態調査を実施する場合があります。
- ・補助要件を満たしていない場合は、補助金を交付できません。

④審査完了後、交付決定の通知を送付します。（令和8年3月末まで）

⑤交付決定通知書送付時に請求書を同封しますので、ご提出ください。

⑥請求書を受付後、順次口座振込みにより補助金を交付します。

（令和8年5月末まで）

※不正や、補助要件に合致しない事実を確認した場合は、既に補助金の交付を受けた場合であっても、その補助金を返還していただきます。

8. 注意事項

本支援制度については、各年度毎に申請期限がございますので、ご注意ください。

加えて、申請可能人数も限りがありますので、ご検討の際は、必ず事前相談を行ってください。

【問い合わせ先】〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号
熊取町総合政策部企画財政経営課 TEL：072-452-9016 E-mail：kikaku@town.kumatori.lg.jp